

「学校いじめ防止基本方針」

小山市立乙女中学校

1 いじめ未然防止のための対策に関する基本方針

[基本理念]

いじめは、いじめられた生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあり、まさに重大な人権侵害である。全教職員が、いじめ（はやし立てたり、傍観したりする行為を含む）は絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として常に教育活動全般において生命や人権を大切にすることを実践することや、教職員が、生徒一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在であることを強く認識し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要である。

本校では知・徳・体の調和のとれた全人教育をすすめる「聡く、優しく、健やかに」という校訓を掲げ、社会で信頼と尊敬を得る人材の育成を教育の目標として日々教育活動に取り組んでおり、この教育目標に基づき、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

[いじめの定義]

いじめ防止対策推進法第2条に以下の様に定められている。

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

※「この法律において、「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。」

[学校及び教職員の責務]

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ未然防止のための対策の基本となる事項

[1] 基本施策

(1) 学校におけるいじめの未然防止

- ① いじめは人間として絶対に許されないという雰囲気や学校全体に醸成していき、いじめに繋がる様な些細なことでも見逃さないよう組織的に取り組む。
- ② 教育活動全般を通じて、生徒の自己有用感・自己肯定感を高められるように努める。
- ③ 保護者等関係者との連携を図りつつ、いじめ未然防止に資する生徒が自主的に行う諸活動を支援する。
- ④ いじめ未然防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権集会・学年集会等を実施する。

(2) いじめの早期発見のための措置

① いじめ調査等

いじめを早期発見するため、在籍する生徒に対する定期的ないじめアンケート調査・聞き取り調査を実施する。

ア. 生徒対象の「生活改善アンケート」調査 年3回（5月・9月・1月）

イ. 教育相談・三者面談時の生徒からの聞き取り調査 年3回（6月・10月・12月）

② いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行える機関・窓口を次の通り設置し、活用する。

- ア. スクールカウンセラーの活用
- イ. 教育相談員への直接相談
- ウ. 電話相談窓口の周知

③ いじめの未然防止のための対策に従事する人材の資質の向上

いじめの未然防止のための対策に関する研修を実施し、いじめの未然防止に関する教職員の資質向上を図る。

(3) ICT（インターネット等）を通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のICT機器を通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動を実施する。

[2] いじめ未然防止に関する措置

(1) いじめ未然防止の対策のための組織

① 名称 「校内いじめ対策委員会」

② 構成員

校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・生徒指導係・養護教諭・教育相談員・学年主任・担任・該当学年・特別支援担当・スクールカウンセラー

※ その他、必要に応じて校長が指名する教諭、関係諸機関担当者、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、学校評議員、PTA、保護者

③ 役割

ア. いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ. いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

ウ. いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに関わる情報の収集と記録、共有を行う役割

エ. いじめに関わる情報の迅速な共有、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ. 関係生徒に対する支援・指導体制・対応方針の決定、対応を組織的に実施する役割

カ. 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実施・検証・修正を行う役割

キ. 年間計画に基づき、いじめの防止等に係わる校内研修を企画し、計画的に実施する役割

ク. 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかについて点検や見直しを行う役割

(2) いじめに対する措置

① いじめの発見・通報を受けた場合には、一部の教職員で抱え込まず、学年や学校全体で迅速かつ組織的に情報を共有し対応する。その際、いじめられた生徒を守り通す姿勢で対応する。関係した生徒に対して、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を行う。

② いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実関係の確認を行う。

③ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

④ いじめを受けた生徒が、安心して教育を受けられるために必要と認められる学習環境を保護者と連携を図りながら整える措置を講ずる。

⑤ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

⑥ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、所轄警察等と連携して対処する。

[3] いじめ未然防止等の取組

① 乙女中学校いじめ未然防止基本方針の実践

② 人権尊重の精神の涵養

- ・生徒の人権を侵害するような行動のチェックと防止
 - ・いじめ未然防止にむけた、全職員での情報交換
 - ・いじめ未然防止アクションプラン等いじめに関する資料の活用
 - ・日頃の生徒の変化を見取る（コミュニケーション、生活ノート、行事等の反省など）
- ③望ましい集団づくり（Q-U、生活改善アンケート等の活用）
- ・いじめを絶対にゆるさない学校、学年、学級全体の雰囲気作り
 - ・生徒相互の信頼関係の構築を醸成する指導
 - ・教師と生徒の信頼関係の構築
- ④教育相談の充実
- ・生徒の訴えにしっかりと耳を傾け、適時助言を行う
 - ・生徒のSOSを見逃さない教師の観察眼を養う
- ⑤保護者や地域との連携
- ・保護者や地域と連携と一貫した指導
 - ・家庭環境の重要性の啓発
 - ・小学校との情報の連携
- ⑥関係諸機関との連携
- ⑦道徳・特別活動と連携した指導
- ⑧いじめ防止強調週間（5月）、人権週間、心を育てる学校の日、毎日の学校生活での啓発
- ⑨「いじめゼロ宣言」、「いじめゼロサミット」を受けての全校集会、生徒の学校生活の改善指導

[4] 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、設置者に速やかに報告する。
- ② 関連機関と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要情報を適切に提供する。

[5] その他、留意点

いじめ対策委員会は、いじめの実態把握及びいじめに対する措置等が適切に行われたかを常に検証し、必要に応じて基本方針の見直しを行う。（P D C A）